

現行の職業能力開発促進法の体系における関係者の責務

1. 事業主の責務

(職業能力開発促進法第4条第1項等)

(労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針)

事業主が講ずる措置		根拠
事業主主導	① 職業訓練の実施 (OJT、Off-JT)	法
	② 職業に関する教育訓練や、職業能力検定を受けさせる措置	
労働者の自発的な取組への援助	③ 労働者の自発的な職業能力開発に対する援助	律
	④ 業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関する情報の提供、相談その他の援助 ⑤ 労働者の配置その他の雇用管理についての配慮 ○ 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与 ○ 始業及び終業の時刻の変更その他職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を確保するための必要な措置	指針

※網掛け部分は、平成13年法改正時に追加した事項

2. 国及び都道府県の責務 (職業能力開発促進法第4条第2項等)

- ① 事業主の取組 (労働者の自発的な能力開発を支援する取組も含む。) を支援 [キャリア形成促進助成金、認定訓練校制度]
- ② 求職者等に対する職業訓練の実施 [離職者訓練、障害者訓練]
- ③ 事業主及び事業主団体が実施する職業訓練の補完 [在職者訓練、学卒訓練]
- ④ 労働者の自発的な職業能力開発の援助 [教育訓練給付金]
- ⑤ 技能検定の円滑な実施 [技能検定制度]